

特集

仕事も家庭も子育ても
「ワーク・ライフ・バランス」

海外編

仕事だけでなく、子育てや介護を担つたり、地域活動や趣味を楽しんだり……。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、多くの人の願いです。
国や企業における取り組みが進んでいる欧米の事例からヒントを探つてみました。

海外におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みは、大きく分けて、公共政策として進めてきた「ヨーロッパ型」と、経営上のメリットから企業主導で進めてきた「アメリカ型」の二つの流れがあります。

そのうち、ヨーロッパ諸国では、保育や介護の基盤整備の一環として、国や地方自治体が中心となつて取り組んでいます。はじめに、充実した家族政策で知られる北欧諸国の事例からみていきましょう。



スウェーデンの取り組みの一一番の特徴は、手厚い育児休業制度です。世界に先駆け男女を対象とし、出産10日前から子どもが8歳になるまでに両親合わせて最大で480労働日（配偶者に譲ることのできない休日パパ・クオータ、ママ・クオータ各60日を含む）が取得でき、1974年に導入された「両親保険」によつて390日間は賃金の80%が支給

されます。

休業中は代替要員が確保され、また人事評価を行わない企業が多く、昇進・昇格に影響しないため、

育児休業取得率は約80%に達しています。ちなみに、日本の男性の

取得率は男女とも約50%に達しています。日本での育児休業取得率は約0.5%。日本で

に加え、休業しやすい職場づくりや人事評価のあり方を見直すことが課題といえます。

さらに、労働時間の短縮も進んでいて、平均帰宅時間は男性で午後5時11分、女性が午後4時37分と、仕事と生活のバランスのとりやすい環境となっています。



スウェーデンの取り組みの一一番の特徴は、手厚い育児休業制度です。世界に先駆け男女を対象とし、出産10日前から子どもが8歳になるまでに両親合わせて最大で480労働日（配偶者に譲ることのできない休日パパ・クオータ、ママ・クオータ各60日を含む）が取得でき、1974年に導入された「両親保険」によつて390日間は賃金の80%が支給

オランダ

オランダはヨーロッパの中でもパートタイム労働者の比率が高く、40%を超えていま

同一労働・同一賃金の原則に基づき、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を法律で保障することにより、ライフスタイルに応じてパート労働を選択できるようにしたためで、この場

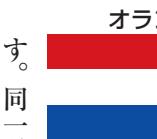


オランダはヨーロッパの中でもパートタイム労働者の比率が高く、40%を超えていま

同一労働・同一賃金の原則に基づき、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を法律で保障することにより、ライフスタイルに応じてパート労働を選択できるようにしたためで、この場

れるため、男性の取得率は約90%となります。

こうした男性の育児参加の拡大とともに、柔軟なフレックスタイム制など、仕事と家庭を両立しやすい社会環境が整備され、その結果、女性の労働力率が70%を超え、出生率も1人（2000年）まで回復しています。



スウェーデンの取得率を上回って

いるのがノルウェーです。育児休

業期間のうち父親に6週間が割り

当てられ、取得しなければその期間

の給付や休暇を放棄したとみなさ